

小樽市次世代育成支援行動計画

後期実施計画

～ おたる子育てプラン ～

(素 案)

小 樽 市

～ 目 次 ～

第 1 部 行動計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2

第 2 部 計画策定の背景

1 少子化の現状	3
2 少子化の要因と影響	9
3 国・道・企業等の取組	10

第 3 部 基本計画 ー平成 17 年度～平成 26 年度ー

1 基本理念	13
小樽市次世代育成支援行動計画体系図	14
2 基本方針と基本施策	
基本方針（1）地域における子育て支援の推進	15
基本方針（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	16
基本方針（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	17
基本方針（4）子育てを支援する生活環境の整備	18
基本方針（5）職業生活と家庭生活との両立の推進	19
基本方針（6）子どもたちの安全の確保	20
基本方針（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	21

第 4 部 後期実施計画 ー平成 22 年度～平成 26 年度ー

基本方針（1）地域における子育て支援の推進

【基本施策 ア 地域における子育て支援サービスの充実】	23
【基本施策 イ 保育サービスの充実】	26
【基本施策 ウ 子育て支援のネットワークづくり】	27
【基本施策 エ 児童の健全育成】	27

基本方針（２）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
【基本施策 ア 子どもや母親の健康の確保】	30
【基本施策 イ 食育の推進】	32
【基本施策 ウ 思春期保健対策の充実】	32
【基本施策 エ 小児医療の充実】	33
基本方針（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
【基本施策 ア 次代の親の育成】	34
【基本施策 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備】	34
【基本施策 ウ 家庭や地域の教育力の向上】	37
基本方針（４）子育てを支援する生活環境の整備	
【基本施策 ア 良質な住宅の確保】	38
【基本施策 イ 良好な居住環境の確保】	38
【基本施策 ウ 安全な道路交通環境及び安心して利用できる公共施設の整備】	39
基本方針（５）職業生活と家庭生活との両立の推進	
【基本施策 ア 多様な働き方の実現と働きやすい環境づくりの整備】	40
【基本施策 イ 仕事と子育ての両立の推進】	40
基本方針（６）子どもたちの安全の確保	
【基本施策 ア 子どもたちを交通事故から守るための活動の推進】	42
【基本施策 イ 子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進】	42
基本方針（７）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
【基本施策 ア 児童虐待防止対策の充実】	43
【基本施策 イ 母子家庭などひとり親家庭等の自立支援の推進】	44
【基本施策 ウ 障がい児施策の充実】	45

《資料編》… 別冊

・小樽市次世代育成支援行動計画（後期実施計画）策定の流れ	1
・小樽市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱	3
・小樽市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿	4
・小樽市次世代育成支援に関する二一調査	5
①集計結果 《就学前児童》	6
②集計結果 《小学校児童》	59
③主な項目についての分析 《就学前児童・小学校児童》	82

第 1 部

行動計画の概要

第1部 行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、子どもの出生数が昭和48年の第2次ベビーブーム以降減少傾向となり、急速に少子化が進みました。

1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、昭和48年に全国で2.14でありましたが、平成17年は1.26と過去最低となり、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが依然として低い水準にあります。

少子化の進行は、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されており、国は、この流れを変えるため「エンゼルプラン」や「少子化対策プラスワン」を提案し、さらに、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律により、地方自治体や事業主が次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定するという新しい枠組みが整備されました。

小樽市では、国のエンゼルプランに示された「児童育成計画策定方針」に基づき、また「市民と歩む21世紀プラン（小樽市総合計画）」との整合性を図り、平成11年3月に「小樽市児童育成計画（エンゼルプラン）」（平成11年度～平成20年度）を策定し、子どもの健全育成と子育て支援の取組を進めてきました。しかしながら、引き続き少子化傾向と子育て支援をめぐる課題の多様化という現状に対し、家庭、地域、企業、行政が連携した新たな計画の策定が必要となりました。

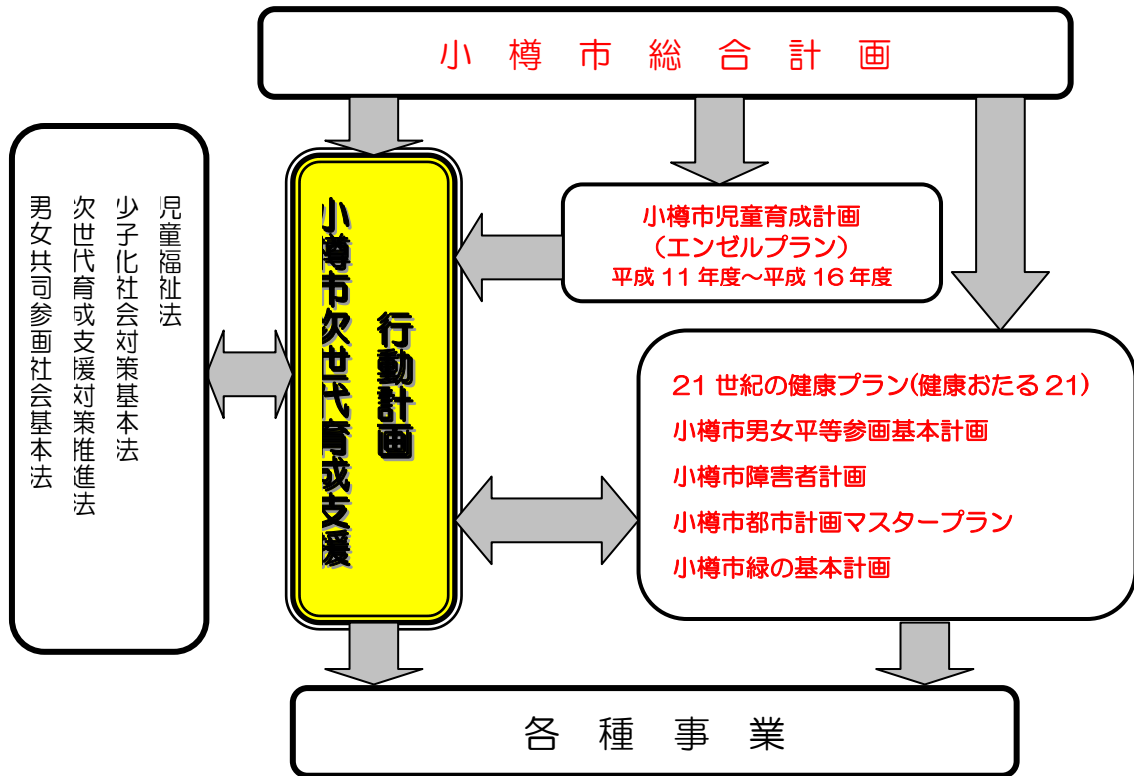
この計画の策定にあたっては、庁内に行動計画策定会議を設置し、ニーズ調査の実施、次世代育成支援行動計画市民協議会での協議、「小樽市児童育成計画（エンゼルプラン）」の点検・総括を行いながら策定作業を進め、国の動向や本市の現状を踏まえ、市民のみならず共に地域全体で子育てを支援していくことを基本とし、次世代育成支援にかかる施策を総合的に盛り込んだものとして、平成17年3月に「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法により、国・北海道・すべての市町村において、平成17年度から10年間を計画期間として策定を義務付けられた計画であり、小樽市がそれまで子育て支援の基本方針としてきた「小樽市児童育成計画（エンゼルプラン）」を発展的に引き継ぐ計画として策定しました。

このことから、「小樽市児童育成計画（エンゼルプラン）」は、当初の計画期間を変更し、平成16年度を最終年度とし、平成17年度以降は、本計画を子育て支援に関する施策を総合的に推進するための指針と位置づけました。

また、本計画は「小樽市総合計画」をはじめとして、「21世紀の健康プラン（健康おたる21）」、「小樽市男女平等参画基本計画」、「小樽市障害者計画」、「小樽市都市計画マスタープラン」、「小樽市緑の基本計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図り策定したものです。

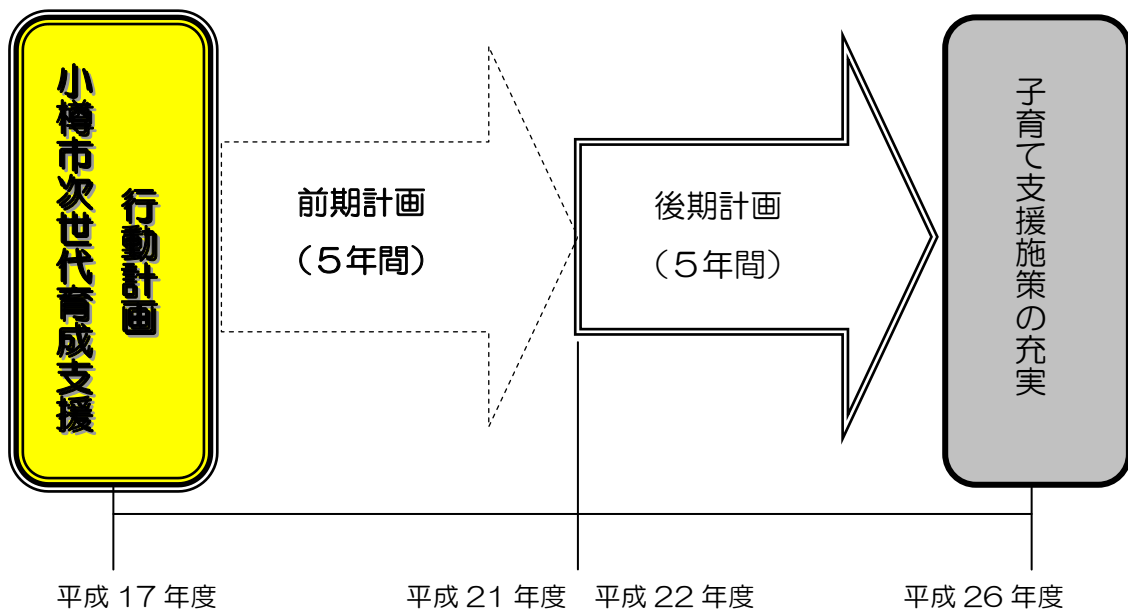


3 計画期間

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間で計画期間とし、平成17年度から平成21年度までの5年間で前期計画、平成22年度から平成26年度までの5年間で後期計画と位置づけています。

本計画は、「第3部 基本計画」において10年間の基本的方向を、「第4部 後期実施計画」においては、「前期実施計画」に引き続き取り組むべき具体的施策を記載しました。

なお、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を点検していくこととします。



第2部

計画策定の背景

第2部 計画策定の背景

1 少子化の現状

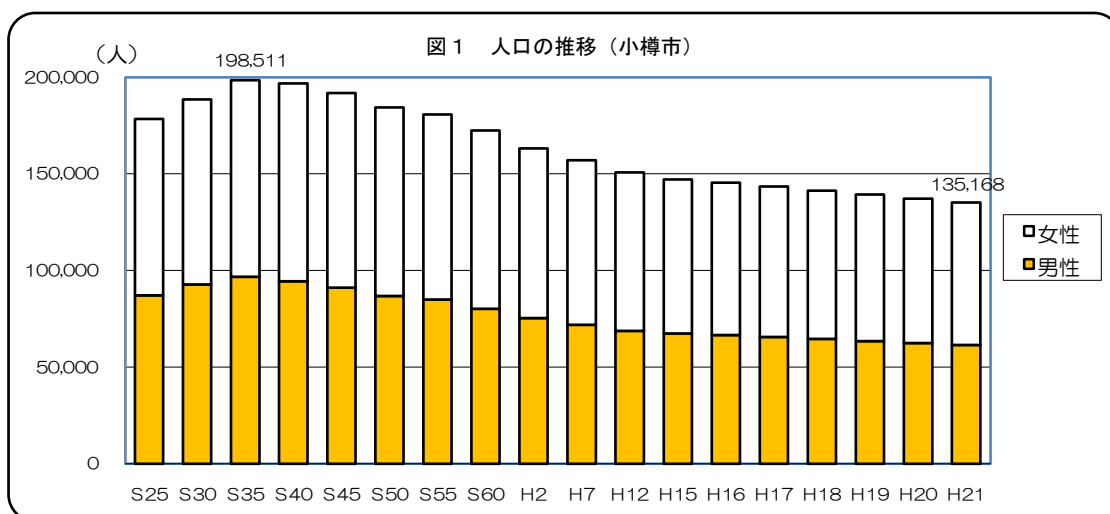
(1) 人口の推移

①男女別人口の推移

国勢調査等による小樽市の総人口は、昭和35年の198,511人をピークに減少傾向が続いており、平成21年9月末現在の総人口は135,168人となっています。

このうち男性は61,483(45.5%)、女性は73,685人(54.5%)となっています。

《図1、表1》



資料：小樽市統計「国勢調査」（平成15年以降は小樽市「住民基本台帳」9月末現在による）

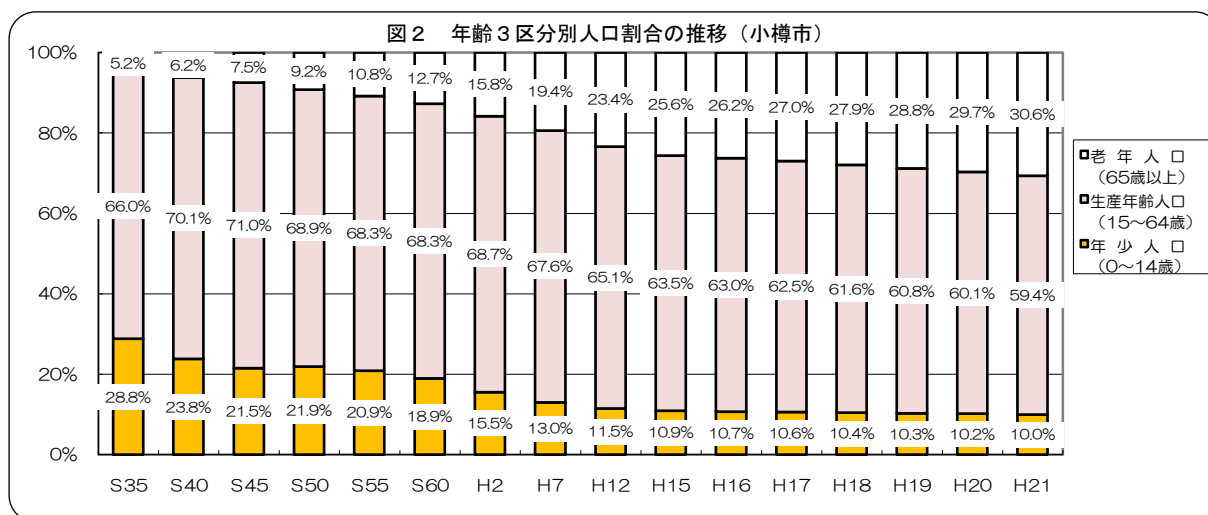
【表1】

区分	総人口	
	男性	女性
昭和25年	87,163	91,167
昭和30年	92,754	95,694
昭和35年	96,807	101,704
昭和40年	94,477	102,294
昭和45年	91,134	100,722
昭和50年	86,738	97,668
昭和55年	84,981	95,747
昭和60年	80,170	92,316
平成2年	75,453	87,758
平成7年	71,914	85,108
平成12年	68,687	82,000
平成15年	67,428	79,696
平成16年	66,535	78,958
平成17年	65,600	77,890
平成18年	64,540	76,782
平成19年	63,505	75,762
平成20年	62,470	74,650
平成21年	61,483	73,685

②年齢別人口の推移

国勢調査等による小樽市の総人口に占める年齢別人口のうち、0～14歳の人口（年少人口）は昭和35年以降著しい減少傾向が続いており、15～64歳の人口（生産年齢人口）についても昭和40年以降減少傾向が続いています。一方、65歳以上の人口（老年人口）は著しい増加傾向が続いています。

また、年齢別人口の割合のうち、0～14歳の年少人口割合は、昭和50年以降減少傾向が続き平成21年では10.0%となっており、一方、昭和35年以降における65歳以上の老年人口割合は増加傾向にあり平成21年では30.6%となっています。 《図2、表2》



資料：小樽市統計「国勢調査」（平成15年以降は小樽市「住民基本台帳」9月末現在による）

【表2】

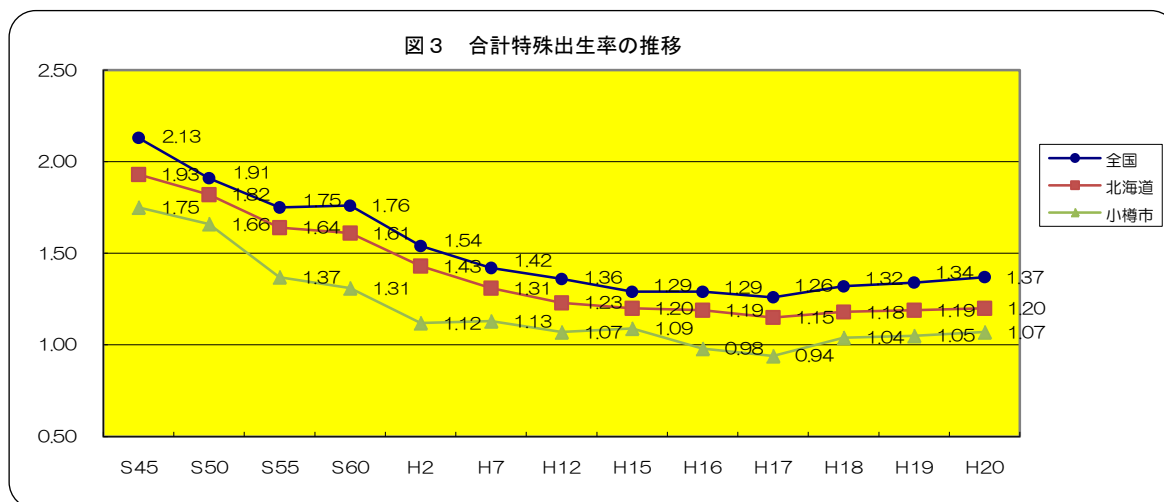
（単位：人）

区分	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昭和35年	57,100	28.8%	131,067	66.0%	10,344	5.2%
昭和40年	46,740	23.8%	137,929	70.1%	12,102	6.2%
昭和45年	41,208	21.5%	136,245	71.0%	14,403	7.5%
昭和50年	40,411	21.9%	127,028	68.9%	16,945	9.2%
昭和55年	37,726	20.9%	123,488	68.3%	19,514	10.8%
昭和60年	32,675	18.9%	117,821	68.3%	21,988	12.7%
平成2年	25,242	15.5%	112,165	68.7%	25,804	15.8%
平成7年	20,352	13.0%	106,146	67.6%	30,524	19.4%
平成12年	17,398	11.5%	98,035	65.1%	35,253	23.4%
平成15年	16,001	10.9%	93,459	63.5%	37,664	25.6%
平成16年	15,577	10.7%	91,727	63.0%	38,189	26.2%
平成17年	15,149	10.6%	89,627	62.5%	38,714	27.0%
平成18年	14,739	10.4%	87,090	61.6%	39,493	27.9%
平成19年	14,389	10.3%	84,735	60.8%	40,143	28.8%
平成20年	13,935	10.2%	82,427	60.1%	40,758	29.7%
平成21年	13,554	10.0%	80,297	59.4%	41,317	30.6%

(2) 出生の状況

国勢調査等による本市の出生の状況は、昭和45年以降をみると、出生数は減少を続け平成18年に一時増加したものの再び減少に転じ平成20年には758人となっており、出生率においては、平成17年には5.3まで減少し、平成20年には5.6まで増加したものの、依然低い状況にあります。

また、本市における合計特殊出生率^(★1)についても、同じく平成17年に0.94まで減少し、平成20年に1.07まで増加したものの、全国の1.37、北海道の1.20を下回っています。《図3、表3》



資料:厚生労働省「人口動態統計」、「小樽市保健所資料」

(★1) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を表します。

【表3】

区分	出生数 (人)	出生率 (人口千対)			合計特殊 出生率		
		全国	北海道	小樽市	全国	北海道	小樽市
昭和45年	2,978	18.8	17.7	15.5	2.13	1.93	1.75
昭和50年	2,705	17.1	16.8	14.7	1.91	1.82	1.66
昭和55年	1,906	13.6	13.6	10.5	1.75	1.64	1.37
昭和60年	1,467	11.9	11.7	8.5	1.76	1.61	1.31
平成2年	1,068	10.0	9.7	6.5	1.54	1.43	1.12
平成7年	1,045	9.6	8.8	6.7	1.42	1.31	1.13
平成12年	976	9.5	8.3	6.5	1.36	1.23	1.07
平成15年	935	8.9	8.0	6.4	1.29	1.20	1.09
平成16年	815	8.8	7.8	5.7	1.29	1.19	0.98
平成17年	756	8.4	7.4	5.3	1.26	1.15	0.94
平成18年	810	8.7	7.6	5.7	1.32	1.18	1.04
平成19年	780	8.6	7.5	5.7	1.34	1.19	1.05
平成20年	758	8.7	7.4	5.6	1.37	1.20	1.07

※出生率算出に係る全国、北海道の人口等の基礎数値は概数です。

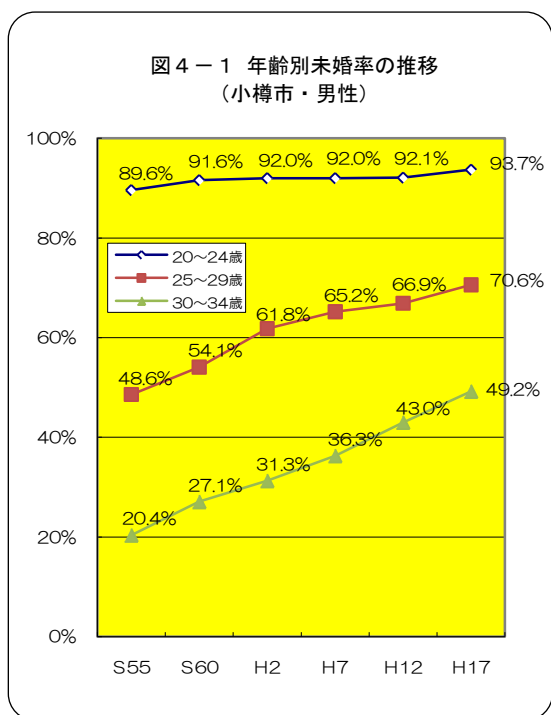
(3) 未婚率の推移

① 年齢別未婚率の推移

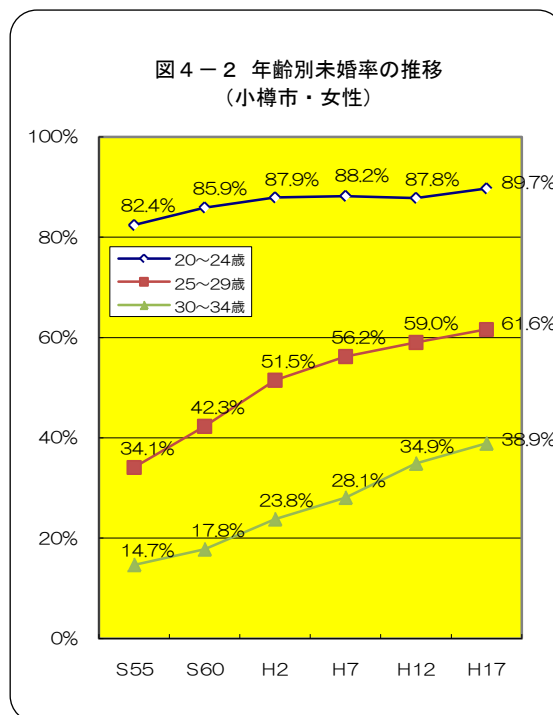
国勢調査による本市の年齢別未婚率は、昭和55年以降をみると、女性の平成12年の20～24歳を除き、男性、女性ともに増加傾向にあります。

特に30～34歳において増加傾向が著しく、平成17年においては男性49.2%、女性38.9%であり、ともに昭和55年の2倍以上の割合となっています。

《図4-1、図4-2、表4-1、表4-2》



資料:小樽市統計「国勢調査」



資料:小樽市統計「国勢調査」

【表4-1】小樽市(男性)

(単位:人)

区分	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	5,290	4,738	89.6%	5,630	2,738	48.6%	7,100	1,448	20.4%
昭和60年	5,005	4,586	91.6%	4,078	2,207	54.1%	5,206	1,413	27.1%
平成2年	4,786	4,404	92.0%	3,758	2,323	61.8%	3,704	1,161	31.3%
平成7年	5,246	4,825	92.0%	3,820	2,492	65.2%	3,676	1,334	36.3%
平成12年	4,451	4,099	92.1%	4,395	2,942	66.9%	3,819	1,642	43.0%
平成17年	3,583	3,356	93.7%	3,432	2,424	70.6%	4,034	1,986	49.2%

【表4-2】小樽市(女性)

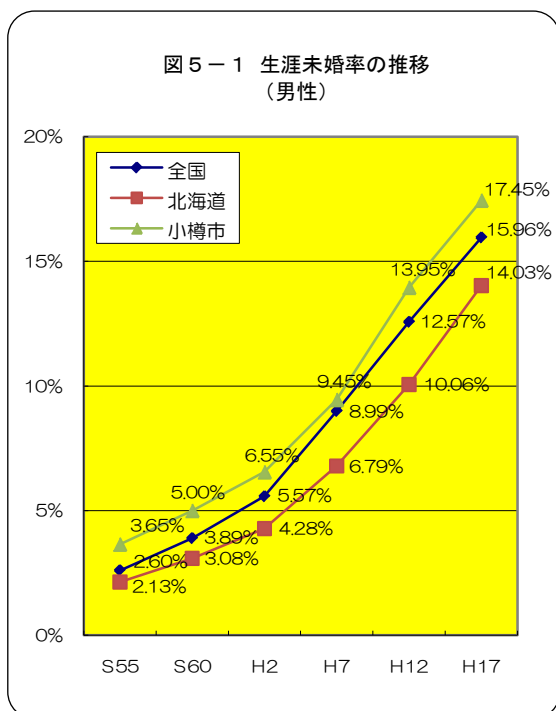
(単位:人)

区分	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	6,174	5,086	82.4%	6,710	2,288	34.1%	8,076	1,184	14.7%
昭和60年	5,801	4,982	85.9%	4,864	2,058	42.3%	6,145	1,092	17.8%
平成2年	5,557	4,882	87.9%	4,460	2,299	51.5%	4,285	1,018	23.8%
平成7年	5,920	5,221	88.2%	4,508	2,534	56.2%	4,205	1,183	28.1%
平成12年	4,806	4,219	87.8%	4,868	2,873	59.0%	4,289	1,497	34.9%
平成17年	3,733	3,350	89.7%	3,743	2,305	61.6%	4,314	1,677	38.9%

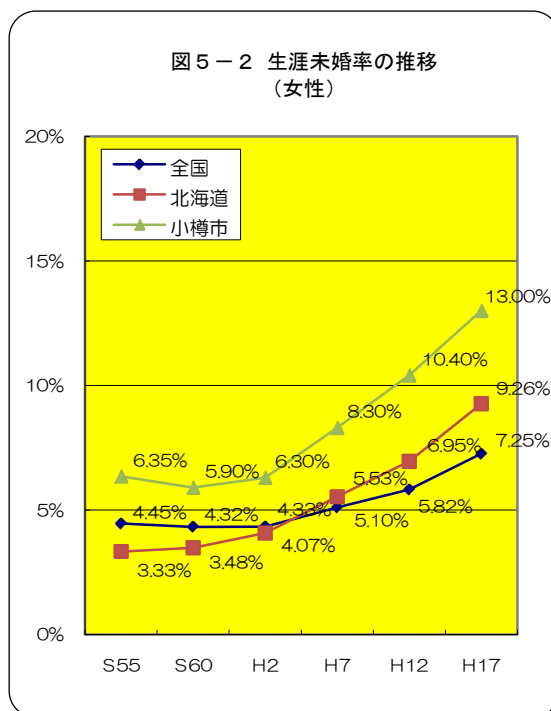
②生涯未婚率の推移

(★2)
 国勢調査による本市における生涯未婚率は、昭和 55 年以降をみると、男性については著しい増加傾向にあり、平成 17 年で 17.45%となっており、全国 15.96%、北海道 14.03%と比較してもその割合は高くなっています。

また、本市における女性の生涯未婚率については、昭和 60 年に一度減少していますが、その後は男性同様増加傾向にあり、平成 17 年で 13.00%となっており、全国 7.25%、北海道 9.26%と比較してもその割合は著しく高くなっています。 《図 5-1、図 5-2、表 5》



資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」

(★2) 生涯未婚率

45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均であり、50 歳時の未婚率を示すものです。

【表 5】

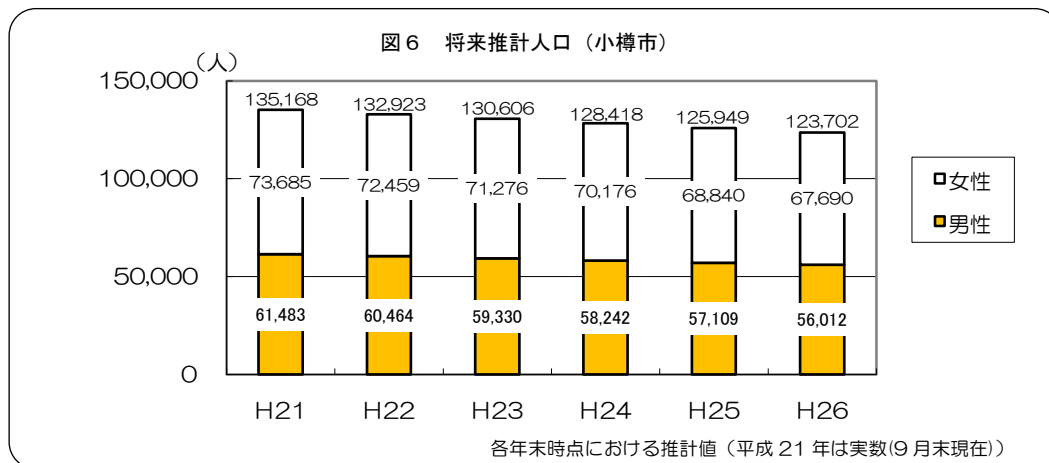
区分	全国		北海道		小樽市	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昭和 55 年	2.60%	4.45%	2.13%	3.33%	3.65%	6.35%
昭和 60 年	3.89%	4.32%	3.08%	3.48%	5.00%	5.90%
平成 2 年	5.57%	4.33%	4.28%	4.07%	6.55%	6.30%
平成 7 年	8.99%	5.10%	6.79%	5.53%	9.45%	8.30%
平成 12 年	12.57%	5.82%	10.06%	6.95%	13.95%	10.40%
平成 17 年	15.96%	7.25%	14.03%	9.26%	17.45%	13.00%

(4) 将来人口の見通し

① 将来の人口推計

「^(★3)コーホート変化率法」を用いて、本市の将来人口を推計すると平成21年(9月末現在)に135,168人であった人口が、年々減少傾向が続き、平成26年末には123,702人に達すると予測されます。

《図6》

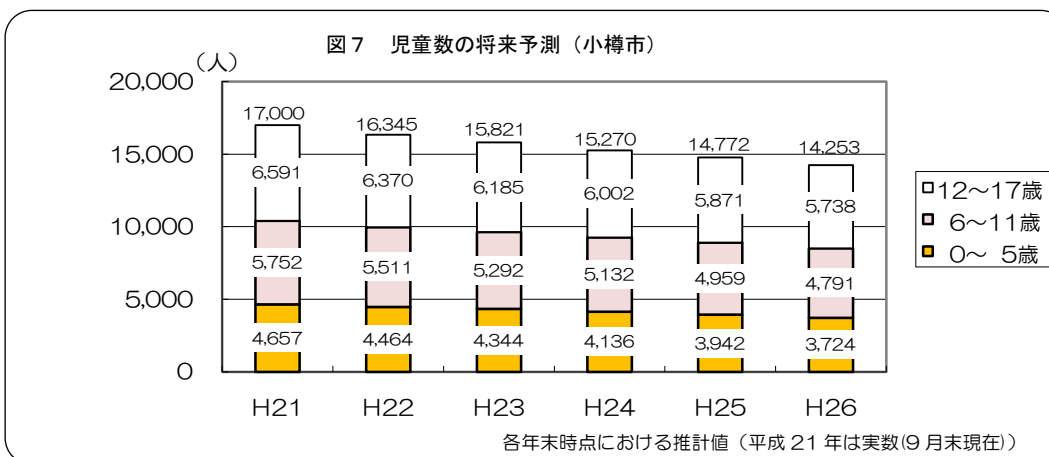


資料: 小樽市「住民基本台帳」

② 児童数の将来の人口推計

「コーホート変化率法」を用いて、本市の児童数の将来人口を推計すると、0～5歳人口は、平成21年9月末に4,657人であったものが平成26年末では3,724人となり約20%の減少、6～11歳人口は、平成21年9月末に5,752人であったものが平成26年末では4,791人となり約17%の減少、12～17歳人口は、平成21年9月末に6,591人であったものが平成26年末では5,738人となり約13%の減少がそれぞれ予測されます。

また、児童数全体(0～17歳)としては、平成21年9月末に17,000人であったものが平成26年末では14,253人となり約16%の減少が予測されます。 《図7》



資料: 小樽市「住民基本台帳」

(★3) コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から変化率を算出し、それに基づき将来人口を予測推計する方法です。この推計では、小樽市住民基本台帳人口を基礎数値とし将来人口を推計しています。なお、外国人登録人口は推計の都合上、除いています。

2 少子化の要因と影響

(1) 少子化の要因

出生率低下という少子化現象の原因として、直接的には、未婚化・晩婚化の進展や夫婦の出生力低下が挙げられます。この背景としては「結婚や出産に対する価値観の変化」、「仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ」、「子育てに対する負担感」、「経済的不安定の増大」などが指摘されています。少子化は、全国的な現象ですが、小樽市の少子化傾向は全国・全道の状況を上回っており、特徴的には次の要因があります。

①未婚率（国勢調査）

【30～34才 男性 小樽市43.0%〈H12〉→49.2%〈H17〉 北海道45.1% 全国47.1%】

【30～34才 女性 小樽市34.9%〈H12〉→38.9%〈H17〉 北海道33.8% 全国32.0%】

【生涯 男性 小樽市14.0%〈H12〉→17.5%〈H17〉 北海道14.0% 全国16.0%】

【生涯 女性 小樽市10.4%〈H12〉→13.0%〈H17〉 北海道19.3% 全国17.3%】

②核家族化（国勢調査）

【核家族割合 小樽市61.3%〈H12〉→60.5%〈H17〉 北海道58.9% 全国57.9%】

【3世代世帯割合 小樽市16.0%〈H12〉→14.7%〈H17〉 北海道14.9% 全国18.7%】

③雇用環境

【育児休業制度のある企業（事業所）の割合 小樽市45.1%〈H15〉→64.2%〈H20〉 北海道53.4%
全国61.6%】

（小樽市労働実態調査（H20） 北海道労働福祉実態調査（H20） 厚生労働省女性雇用管理基本調査（H18）

【女性労働力率^(※1) 小樽市43.6%〈H12〉→42.4%〈H17〉 北海道46.5% 全国48.8%】（国勢調査）

(2) 少子化の影響

少子化は社会や経済に様々な影響を与えますが、大きく2つに分けることができます。ひとつは、子どもの自立や社会性の減退、地域社会の活力の低下などの社会的影響であり、もうひとつは、労働力減少による経済活力の低下、社会保障負担の増加などの経済的影響です。

①社会的影響

子どもの健全な発育には、他者との十分なコミュニケーションが必要です。少子化による子ども同士の交流機会の減少や過保護などは、子どもの自主性や社会性が育ちににくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されます。

また、地域の過疎化や高齢化の進行により、自治体財政の縮小が予想され、住民に対す基礎的なサービスの提供や社会資本の維持が困難になるなど地域社会の活力低下が懸念されます。

②経済的影響

生産年齢人口（15歳～64歳）の減少により、労働力供給の減少や労働生産性の停滞が予想されます。特に、若年労働力の減少は、新しい技術への潜在的対応力を弱める可能性もあります。消費需用においても、食料、衣料、住宅など若年層向け消費需用への影響が考えられ、全体として、経済成長率の低下が懸念されます。

また、少子高齢化により、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代への負担が増大し、手取り所得が減少するなど生活水準の低下が懸念されます。

（※1）「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合を示します。

3 国・道・企業等の取組

わが国では、近年、急速に少子化が進行しています。平成元年には合計特殊出生率が「1.57」となり、戦後最低を記録した昭和41年^{ひのえうま}丙午の年の「1.58」を下回ることとなり、いわゆる「1.57ショック」といわれ、これを契機に少子化が一般的に認識されるようになりました。

このため、国は少子化問題に本格的に取り組み始め、平成6年に出生率の動向を踏まえた対策として「エンゼルプラン」を、その後、平成11年に「少子化対策推進基本方針」に基づき総合的な少子化対策として「新エンゼルプラン」を策定し、各施策を進めてきましたが、『少子化の流れを変えるため』もう一段の対策を推進する必要性から、平成14年には従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え4つの柱の推進項目に沿った「少子化対策プラスワン」が、また、平成15年3月には少子化対策推進閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が定められ、同年7月には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」が相次いで成立、公布されました。

平成16年6月には、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱となる「少子化社会対策大綱」を策定しその具体的計画である「子ども子育て応援プラン」を踏まえ様々な対策を実施してきました。

しかし、平成17年に我が国としては初めて総人口が減少に転じ出生数(600万人)、合計特殊出生率(1.26)ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られ、平成18年12月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば現在の傾向が続けば2055年には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るという見通しが示されました。

以上のような動向を踏まえ設置された検討会議において、平成19年12月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取組を進めていくこととし、同年、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むために保育所等の待機児童の解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開するなど一層の少子化対策を推進しています。

一方、北海道においては、平成9年に「北海道エンゼルプラン」を策定し、各種施策を進めており、平成16年10月に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を公布、施行し、北海道独自の少子化対策を道民と一体となって推進することとしています。

また、この条例に基づき、道内各市町村のそれぞれの次世代育成支援行動計画を踏まえ、北海道としての行動計画である「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、平成17年度から次世代育成支援の取組を図っています。

企業における対策としては、平成11年策定の「新エンゼルプラン」において、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正が対策に盛り込まれ、こうした国からの働きかけに対し、育児休業制度の充実や育児休業後の円滑な職場復帰、職場における性別役割分担の是正^(※2)、「ファミリーフレンドリー企業」への取組等がなされてきているところであります。

さらには、前述の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業(301人以上の労働者を雇用する事業主。平成23年4月以降は100人以上)における行動計画の策定が義務化されており、都道府県や市町村と同様に17年度から行動計画がスタートし、各種取組が推進されることになっております。

(※2)「ファミリーフレンドリー企業」

仕事と育児・介護が両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。



第3部

基本計画

—平成17年度～平成26年度—

第3部 基本計画 —平成17年度～平成26年度—

1 基本理念

◇ 子どもの権利及び利益の尊重

すべての子どもが、健やかにのびのびと心豊かに育つことが保障されなければなりません。

そのため、子どもの権利の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。

◇ 社会全体で取り組む子育て支援体制の充実

子育ての基本は家庭にあります。社会全体ですべての子どもと子どもを産み育てようとする家庭を支えて行かなければなりません。

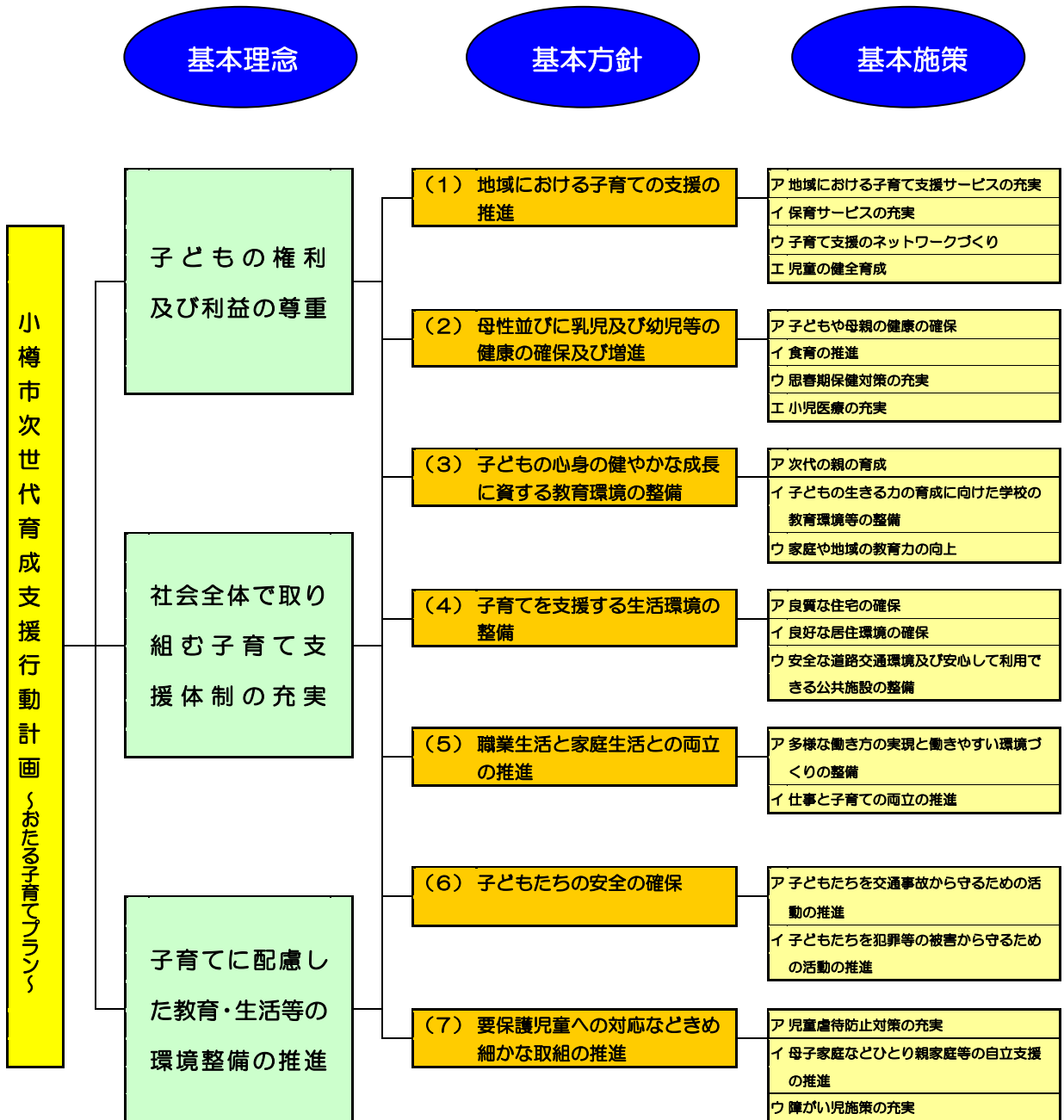
そのため、保健、医療、福祉、労働、教育など子どもに関するあらゆる分野において、国、道、事業者はもとより関係団体や地域が連携した子育て支援体制の充実を図ります。

◇ 子育てに配慮した教育・生活等の環境整備の推進

次代の担い手である子どもたちが「生きる力」を身につけ、調和のとれた人間として成長するため、家庭、学校、地域が連携した教育力の向上が必要です。

そのため、学校教育や地域の教育資源を活用した教育環境の整備、また、子どもが安全に過ごせる生活環境の整備に努めます。

小樽市次世代育成支援行動計画 体系図



2 基本方針と基本施策

基本方針（1）地域における子育て支援の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、育児への負担や不安を感じる人が増えています。

このため、利用者のニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の交流の場や子どもたちが安全に安心して過ごせる場の提供に努めるなど、地域における子育てを支援します。

《 基本 施策 》

◆ア 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実と拠点施設の整備を図ります。

また、これらのサービスの実施にあたっては、きめ細やかな子育て支援事業に関する情報の提供、相談や助言などに努めます。

◆イ 保育サービスの充実

子どもの幸せを考え、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備を進めます。

このため、保育ニーズに対応した各種施策を実施し、保育サービスの充実に努めます。

また、保育サービスの質の向上を図るため、サービス評価等の仕組みの導入についての取組を進めます。

◆ウ 子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援サービス等のネットワークづくりを促進し、各種の子育て支援サービスが広く周知されるよう、「子育てガイドブック」の作成・配付など情報提供に努めます。

◆エ 児童の健全育成

子どもの豊かな情操を育むため、学校など様々な施設を活用して、子育て家庭が気軽に利用でき、親子のふれあいができる機会の提供に努めるとともに、地域において、子どもたちが学校の放課後や週末などに自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

このため、社会教育施設、学校などの社会資源を活用して、自然体験活動を始めとする様々な活動の機会の提供を積極的に行います。

また、青少年の非行、引きこもり、不登校問題への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等の地域ぐるみの支援ネットワークの整備を進めます。

基本方針（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化により、妊娠・出産・育児に対する母親の様々な不安や悩みが増えてきています。

このため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援する取組を進めます。

また、思春期からの心と身体の健康づくりのため、学校保健と連携して思春期保健対策の充実を図ります。

さらに、子どもたちが安心して医療を受けられるよう、関係機関との連携強化により小児医療体制の充実に努めます。

《 基本施策 》

◆ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期を通じて、母子の健康の確保や育児不安解消のため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、感染症予防対策等の充実を図ります。

◆イ 食育の推進

食を通じた子どもの豊かな人間性の形成、家族関係づくりにおける子どもの心身の健全育成のため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着などについて、学習機会や情報提供の充実を図ります。

また、母性の健康の確保については、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。

◆ウ 思春期保健対策の充実

十代の人工妊娠中絶、性感染症などの問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、思春期における心の問題について相談体制の充実を図ります。

◆エ 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境整備のため、医療費の給付・助成を図ります。また、関係機関との連携により小児医療の充実に取り組みます。

基本方針（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化や地域的なつながりの希薄化により、子どもたちが成長する上で大切な人との交流の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このため、次代の担い手である子どもたちが「生きる力」を身につけ、個性豊かな心を育むことができるよう、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、教育環境の整備・充実を進めます。

《 基本施策 》

◆ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義や家庭の大切さを理解できるようにするため、小・中学生、高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を進めます。

◆イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

◆ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てるという意識を高めるため、家庭・学校・地域との連携のもと、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

このため、PTAやスポーツ少年団等との連携により、子どもたちに文化・スポーツ活動や交流の場の提供に努めます。

また、豊かな自然環境を活用した体験活動などの機会の充実や総合型地域スポーツクラブの整備など、地域のニーズに応える環境整備に努めます。

基本方針（４）子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てるためには、住環境、道路交通環境、建築物等の整備や防犯に配慮したまちづくりが重要です。

このため、子育て家庭を含めたすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した生活環境の整備に努めます。

《 基本施策 》

◆ア 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代が、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、ファミリー向け住戸を有する良質な公営住宅の供給や民間賃貸住宅の供給支援を進めます。

また、持家や借家を含め、子育て世帯が希望する広くゆとりのある住宅の確保等について、情報提供や相談機能の充実に努めます。

◆イ 良好な居住環境の確保

職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い中心市街地での居住ニーズへの対応を図ります。

また、居住環境の安全性を確保するため、公共施設におけるシックハウス対策を進めます。

◆ウ 安全な道路交通環境及び安心して利用できる公共施設の整備

妊産婦、乳幼児連れの親子などが安全に通行することができる道路交通環境の整備を進めるとともに、子育て家庭を含めたすべての人が安心して外出し利用できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を進めます。

また、公共施設の新設、改修においては、利用目的に対応し、子育て世帯が安心して利用できるトイレや授乳室の設置などに配慮した整備を進めます。

さらに、道路や公園、公共施設等において、子どもたちが犯罪などの被害に遭わないような環境づくりに配慮します。

基本方針（5）職業生活と家庭生活との両立の推進

近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルについての価値観の多様化に伴い、男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスのとれる多様な働き方の選択ができ、仕事と子育ての両立が可能となるような働きやすい環境づくりが求められています。

このため、労働者や事業主、地域住民に対する広報・啓発を促進するとともに、保育サービスなど仕事と子育ての両立支援ための事業の充実を図ります。

《 基本施策 》

◆ア 多様な働き方の実現と働きやすい環境づくりの整備

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先意識の解消や性別にとらわれない働きやすい環境づくりに努めます。

このため、労働者や事業主、地域住民に対し、広報・啓発、研修、情報提供などによる働きかけを進めます。

◆イ 仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を進めるとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報、啓発及び情報提供などの充実に努めます。

基本方針（6）子どもたちの安全の確保

子どもたちの生活環境は厳しさを増しており、交通事故、犯罪等に巻き込まれる事件が多発しています。

このため、子どもたちの安全を守るため、関係機関と地域の連携した交通安全対策や犯罪防止活動を推進するとともに、安全教育、ボランティアの支援、関係団体・機関との情報交換を行います。

また、被害にあった子どもを支援するためのカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携した取組を進めます。

《 基本施策 》

◆ア 子どもたちを交通事故から守るための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校や地域と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、乳幼児の保護者等にチャイルドシートの使用効果や正しい使用方法について普及啓発を図ります。

◆イ 子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちを犯罪等の被害から守るため、町内会などへの犯罪等に関する情報の提供や小・中学校における防犯講習実施、PTAや地域住民の協力による「子ども110番の家」など防犯ボランティア活動を推進します。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちを支援するため、保護者に対する助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援の充実に努めます。

基本方針（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

近年の社会状況の多様化により、児童虐待防止対策の充実、母子家庭等への自立支援、ノーマライゼーションの理念に基づく障がい児施策の充実への一層の支援が求められています。

このため、支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かい対応について、支援体制や支援策の充実に努めます。

《基本施策》

◆ア 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、子どもの健やかな成長を促進するため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援など、関係機関と連携した防止体制の整備充実に努めます。

◆イ 母子家庭などひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加などにより母子家庭等が増加しています。こうした家庭の子どもたちの健全な育成を図るため、生活、就業、医療など総合的な対策を推進します。

また、就業面など経済的に弱い立場にある母子家庭の自立を促進するため相談機能や就業支援策の充実に努めます。

◆ウ 障がい児施策の充実

すべての人々が普通に暮らしていけるようにするノーマライゼーションのもとで、障がいの早期発見・療育の推進を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や相談機能の充実に努めます。

また、障がい児の健全な発達を支援するため、保健、医療、福祉及び教育等各機関との連携を強めることにより適切な支援体制の充実に努めます。

さらに、^(※3)発達障害者支援法を踏まえ、関係機関との連携した発達障がい児に対する支援に取り組みます。

(※3)「発達障害者支援法」

発達障害者の学校教育における支援や就労の支援などについて定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に制定された法律です。

(注) この法律における「発達障害」とは、自閉症、アスペルger-症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。



第 4 部

後期実施計画

—平成 22 年度～平成 26 年度—

第4部 後期実施計画 —平成22年度～平成26年度—

基本方針（1）地域における子育て支援の推進

【基本施策 ア 地域における子育て支援サービスの充実】

《具体的施策》

(ア) 子どもの自宅、支援する人の自宅などの居宅、又は保育所や幼稚園などの施設において、子育て家庭を支援する事業を行います。

一時保育事業

保護者のパート勤めや病気、冠婚葬祭、育児疲れの解消などの理由により、一時的な保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所3か所、認可外保育施設7か所で実施 （★注1）

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

放課後児童健全育成事業 （★注2）

放課後家に帰っても保護者が仕事などで家庭にいない子どもを学校の余裕教室などで預かり、遊びなどを通して生活習慣を養うとともに、子どもの安全を図ります。

〈平成21年度〉 ◇放課後児童クラブを市内小学校27校のうち25校、小樽聾学校及び余市養護学校の児童を対象に実施

◇特別支援学級児童の受入れ（開設全校対象）

◇特別支援学級、小樽聾学校及び余市養護学校の児童は4年生まで延長して受入れ

◇土曜日開設場所 通年～8か所 4、5月～5か所

◇土曜日、三期休業期間の開始時間 8:30～

◇学校行事振替休日等の開設

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

◇土曜日開設場所の拡大

幼稚園の保育サービス

幼稚園において、通常時間外に預かり保育の充実を図ります。

〈平成21年度〉 ◇園児数・保育料などの実態調査を実施

〈後期計画〉 ◇実施幼稚園の継続の要請

母子訪問指導事業

〈平成21年度〉 ◇出産を控えた妊婦の健康管理や出産後の母の育児不安軽減を図るため、支援が必要な家庭を継続的に訪問し、相談・指導などを実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

（★注1） 認可外保育施設

認可外保育施設とは、乳児又は幼児の保育施設で、公的な認可を受けていない施設です。

サービス内容や利用料は保育施設によって異なりますが、様々な保育ニーズに応じてそれぞれ独自の運営がなされています。この計画では、不特定の0～5歳児を受け入れる保育施設を指しています。

（★注2） 放課後児童健全育成事業

小樽市においては「放課後児童クラブ」、一般的には「学童保育」と呼ばれているものです。

現在、小学校施設22か所と勤労女性センター、いなきた児童館、塩谷児童センターに開設されています。

ファミリーサポートセンター事業 (★注3)

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助を行いたい人（提供会員）」が、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の援助活動事業を行います。

〈平成21年度〉 ◇実施民間事業者より実態を聴取

◇他市の実施状況を調査

〈後期計画〉 ◇ファミリーサポートセンターの開設

病児・病後児保育

保育所に通っている子どもなどの病気又は病気回復期に、看護師や保育士が病院など施設の専用スペースで一時的に保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇未実施

〈後期計画〉 ◇1か所開設

(イ) 地域の子育て家庭のための交流の場の開設や育児に関する相談に応じるため、必要な情報の収集、提供や助言を行います。

地域子育て支援センター事業 (★注4)

センターの開設

〈平成21年度〉 ◇設置か所数 2か所

〈後期計画〉 ◇設置か所数の拡大について検討

育児についての相談指導

〈平成21年度〉 ◇電話、メール、面接での子育て家庭に対する相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

子育てサークル等の育成・支援

〈平成21年度〉 ◇子育てサークル代表者会議の開催、「親子であそぼう!」「すくすくひよこらぶ」等の育成カリキュラムの実施、子育てサークルへの出張活動や物品貸出の実施など子育てサークルの育成・支援を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

子育て支援ニュースの発行

〈平成21年度〉 ◇子育て支援センターにおいて、子育て講座・イベント・子育てサークル・絵本紹介や保育所開放のお知らせなどの子育て関連情報を「子育て支援ニュース」として毎月発行

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

(★注3) **ファミリーサポートセンター事業**

有料ですが、ボランティアの要素の強い相互援助グループ活動であり、次のような場合に利用されています。

- ・保育所、幼稚園の開始前や終了後に子どもを預かること
- ・保育所、幼稚園まで子どもを送迎すること
- ・子どもの軽度の病気や冠婚葬祭など臨時的、突発的に子どもを預かること
- ・その他援助を必要とする時に子どもを預かること

※子どもの預かり場所は原則として会員の自宅となっています。

(★注4) **地域子育て支援センター事業**

小樽市には現在2か所に「地域子育て支援センター」が設置されています。

- ・奥沢保育所併設「げんき」
- ・赤岩保育所内設置「風の子」

子育て支援ボランティアの育成

手作りおもちゃの製作、絵本の読み聞かせや託児など子育て支援に関する活動を行うボランティアの育成を行います。

〈平成21年度〉 ◇「子育て支援ボランティア講座」の開催と子育てボランティアの登録

◇市が実施する各種子育て支援事業へ子育て支援ボランティアを派遣

〈後期計画〉 ◇事業の継続

その他育児支援に関すること

〈平成21年度〉 ◇子育て支援センターを一般開放し、ミニ事業等を実施

◇町内会館を活用することにより、子育て支援センターの保育士が地域に出向き、親子が気軽に参加し交流し合える場を開設し、ミニ事業、遊びや手作りおもちゃ制作の指導、育児相談を実施（「げんきがまちにやってくる！」）

◇「子育て講座」として、子育て支援センターなどで親のリフレッシュを目的とした手芸や講演会（託児あり）、親子リズムあそび等を実施（親子リズム遊びの土曜日開催を実施）

◇親子を対象に工作やゲームのコーナー、パネルシアターなどの催しを行う「ちびっこフェスティバル」を市内で開催

◇子育てや子の発達に不安をもつ親子等が、保育所の子どもたちとの交流を通して、適切な子育てに取り組めるよう子育て支援センターで支援を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と実施内容の充実

つどいの広場事業

乳幼児とその保護者を対象に「つどいの広場」を開設し、親と子が気軽に参加し交流し合える場を提供し、育児相談などを行います。

〈平成21年度〉 ◇乳幼児とその保護者を対象に、親子が気軽に参加し交流し合える場（わくわく広場）

を朝里幼稚園敷地内の専用ログハウスに開設し、ミニ事業、講座、育児相談を実施

◇「つどいの広場事業」の類似事業として、銭函地区周辺のボランティアが中心となり、銭函市民センターにつどいの場（あそびの広場）を開設し、ミニ事業、育児相談を実施

◇小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」が、親子が気軽に集える場「杜ひろろ」を市内中心部の産業会館に開設し、会員ボランティアと交流を図るとともに高齢者の持つ子育て経験を活用した育児相談などを実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所・幼稚園での子育て相談

〈平成21年度〉 ◇日常の業務の中で、保護者からの各種相談に応じるとともに必要な情報提供を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 イ 保育サービスの充実】

《具体的施策》

待機児童の解消

保育ニーズに合わせて、認可保育所の定員を見直します。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所定員1,530人（3歳未満児定員 511人 3歳以上児定員 1,019人）

〈後期計画〉 ◇認可保育所の定員の見直し（3歳未満児～定員の増 3歳以上児～定員の減）

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育時間を延長します。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所7か所、認可外保育施設7か所

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

産休明け保育事業

就労と育児の両立というニーズに対応し、生後8週間～6カ月未満の児童を対象とする保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所16か所、認可外保育施設5か所

〈後期計画〉 ◇定員の拡大

一時保育事業 （再掲）◆23ページ参照

休日保育事業

日曜日・祝日勤務等に対応するため、休日保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所1か所

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

障がい児保育

〈平成21年度〉 ◇ノーマライゼーションの促進と保護者のニーズに対応するため、障がい児保育を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所地域活動事業

保育所児童と地域のお年寄りとの世代間交流や地域の子どもの異年齢児交流、また、一般家庭の親子を対象に保育所開放を行います。 （★注5～7）

〈平成21年度〉 ◇認可保育所12か所で実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育施設の整備

〈平成21年度〉 ◇保育環境の改善や待機児解消・保育サービス向上のため、保育施設の整備を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

（★注5） 世代間交流事業

老人福祉施設等への訪問、あるいはこれらの施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行います。

（★注6） 異年齢児交流事業

保育所を卒園した子どもや地域の子どものともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養います。

（★注7） 保育所開放事業

一般家庭の親子を対象に、保育所児童との交流や育児相談などが気軽にできるように、保育所の開放を行います。

認可外保育施設支援事業

〈平成21年度〉 ◇地域の保育サービスの充実に積極的に取り組んでいる認可外保育施設への助成を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育サービス評価事業

保育サービス評価等の仕組みを導入し、効果的・効率的な保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇自己評価導入の検討

〈後期計画〉 ◇保育サービス評価事業の実施

【基本施策 ウ 子育て支援のネットワークづくり】

《具体的施策》

地域子育て支援センター事業 (再掲) ◆24～25ページ参照

子育てガイドブックの作成

子育て家庭の情報誌として「子育てガイドブック」を作成し、母子健康手帳交付時や子どものいる転入家庭に配付するとともに、子育て支援センター等に常備します。

〈平成21年度〉 ◇「子育てガイドブック」を発行し、母子健康手帳交付時や子どものいる転入家庭に配付（子育て支援センターや戸籍住民課窓口に常備）

〈後期計画〉 ◇「子育てガイドブック」の更新と配付の継続

ホームページによる情報発信

〈平成21年度〉 ◇市のホームページに「子育てガイドブック」のほか各種子育て支援情報を掲載し最新情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

【基本施策 エ 児童の健全育成】

《具体的施策》

子どもの居場所づくりの推進

休日や放課後などに子どもが安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」をつくり、遊びやスポーツ、体験学習など様々な学習機会を提供します。また、多くの子どもたちが参加できるよう情報提供を進めます。

地域子ども教室推進事業

土曜日の午前中、学校施設を利用し、地域のボランティアがスポーツや文化活動などの指導を行い、子どもが安心して活動できる場所と機会をつくります。

〈平成21年度〉 ◇小学校全27校で「地域子ども教室」を実施

・実施プログラム 子どもダンスうんどう、絵本読み聞かせ、詩吟、バドミントンなど

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

子ども情報誌「大すきおたる」発行事業

子どもを対象としたイベントをジャンル別にまとめ、情報の提供を行います。

〈平成21年度〉 ◇子どもを対象とした各種教室・講座、イベントを「スポーツ」「工作・実験・ものづくり」「自然観察・体験活動」「展覧会」などジャンル別にまとめた情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

社会教育施設を活用した学習機会の提供

各社会教育施設の特徴を生かした教室・講座など子ども向けプログラムづくり、子どもたちが楽しく、気軽に参加できる場を提供します。また、学校と連携した出前講座を行います。

〈平成21年度〉 ◇図書館…「おはなしの会」「ブックスタート事業」等の実施 (★注8)

◇総合博物館…「ジュニア講座」等の実施

◇文学館・美術館…小学生向け「文学講座」「美術講座」等の実施

◇総合体育館…「トランポリン教室(春休み・夏休み)」・「子ども体操教室」・「バスケットボール教室」の実施

◇高島小学校温水プール…「水泳教室」の実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

小樽市地域子供会育成連絡協議会との取組 (★注9)

遊びを通じての仲間づくりや子どもの社会性を育み、地域子供会リーダーを発掘するため、地域に根ざした活動や広域的な交流活動を行っている地域子供会への支援に努めます。

〈平成21年度〉 ◇小樽ライオンズクラブ「少年の船」の実施

◇体験交流研修(H23年度から実施予定)

◇シニアリーダーの会「しらかば」の養成

◇子供会体験農園の取組を実施

◇子ども会の交流会、子供会下の句かるた大会を開催

◇新年子ども会を開催

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

(★注8) ブックスタート事業

NPO 法人絵本児童文学研究センターからの絵本の寄贈により、図書館の司書、保健師、地域子育て支援センター、地域のボランティアなどが連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法などを説明しながら、保護者に絵本等を手渡す事業です。

(★注9) 小樽市地域子供会育成連絡協議会

市内における地域子供会活動の活発化や地域育成活動の向上を図ることを目的に、地域子供会育成組織(4ブロック・47組織)をもって構成・組織されています。

小樽市青少年センター運営協議会の取組 (★注10)

関係機関・団体で構成する「小樽市青少年センター運営協議会」を設置しており、青少年センターを拠点に、青少年非行の防止、有害環境の浄化、薬物等乱用防止対策など、地域ぐるみで青少年のためのより良い環境づくり対策を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇通常補導、特別補導など巡回補導を実施
- ◇有害環境浄化のための書店・コンビニエンスストア・ビデオレンタル店への立入調査を実施
- ◇ビデオ等健全育成視聴覚機材の貸出しを実施
- ◇各種研修会、「社会を明るくする運動」等啓発事業を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

家庭児童相談室の取組

- 〈平成21年度〉 ◇「家庭児童相談室」を青少年課から子育て支援課へ移し、専任の相談員が本人や家庭・学校などからの養育やいじめ・虐待など様々な相談に応じ、アドバイスや支援を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続、相談機能の充実及び他機関との連携強化

児童館での取組

- 〈平成21年度〉 ◇児童に健全な遊びの場を与え、豊かな情操を育てるため地域の実情にあった児童館の運営を推進
- ◇「塩谷児童センター」「いなきた児童館」「とみおか児童館」の効率的な運営を図るため、3館の運営業務を指定管理者に委託し、新規事業を実施するなど事業を充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実
- ◇児童館整備の検討

(★注10) 小樽市青少年センター運営協議会

青少年非行の防止、有害環境の浄化、薬物等乱用防止対策などを目的とした合同活動により、青少年の健全な育成を図るため、家庭裁判所、警察署、民生児童委員協議会、保護司会、警察署少年補導員連絡協議会、更生保護女性会、PTA連合会、小・中学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟、行政等の関係機関・団体で組織されています。

基本方針（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【基本施策 ア 子どもや母親の健康の確保】

《具体的施策》

妊婦・乳幼児健康診査事業

妊婦健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇妊娠中の健康管理の向上と妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導、処置を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児）

- 〈平成21年度〉 ◇成長発達の著しい乳児期において、乳児の成長発達の確認と健康管理の向上を目指して実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

1歳6か月児健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇幼児の健全な発達、発育を促すため、幼児期の身体発育、精神発達及び疾病の有無についての健診と歯科健診を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

3歳児健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇幼児の健全な発達、発育を促すため、幼児期において身体的及び精神発達の面からも最も重要な時期に多角的な総合健診を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

歯科健診・フッ化物塗布事業等

歯科健診・フッ化物塗布事業

- 〈平成21年度〉 ◇子どもの歯科疾患の予防・早期発見のため、保健所において歯科健診を定期的に行うとともに、保育施設や児童福祉施設に出向いても実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育施設巡回健康教育事業

- 〈平成21年度〉 ◇児童の口腔衛生（歯みがきなど）に関する意識の啓発のため、歯科保健に関する話と歯みがき指導を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子訪問指導事業 （再掲）◆23ページ参照

妊産婦、乳幼児健康教育、健康相談事業等

子どもの健やかな成長・発達を育むため、妊娠中から育児期の継続した健康教育、健康相談の場を通し育児支援を図ります。

総合健康相談

- 〈平成21年度〉 ◇妊娠中から育児期を通じて、乳幼児の疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるとともに、適切な成長・発達ができるように総合的な相談を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

まちかど子ども健康相談（カンガルークラブ）

〈平成21年度〉 ◇地域において、保護者が気軽に育児や自分自身の悩みを相談し、地域との交流を図ることを目的に健康相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母親・両親教室

〈平成21年度〉 ◇妊娠期にある母親およびその家族に対し、妊娠出産育児に関する知識を習得させ、健全な母性及び父性の育成を目指して実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

幼児教室（やんちゃクラブ）

〈平成21年度〉 ◇言語面・精神面及び社会性において、経過観察が必要な子どもや親子関係・養育環境等で支援が必要な母子に対して集団・個別支援を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

発達相談

〈平成21年度〉 ◇言語・社会性・母子関係について、適切な助言指導を行い健全な成長発達を促すことを目的に個別相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

テレフォン育児悩みごと相談

〈平成21年度〉 ◇育児やしつけなど、気軽に相談できるよう電話相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

各種予防接種事業

子どもは感染症から体を守る免疫力が大人のように十分備わっていないため、様々な感染症にかかります。個人の感染予防とともに集団生活の場における流行を防止するため、予防接種の重要性を広く周知し、接種率の維持・向上に努めます。

〈平成21年度〉 ◇法定予防接種であるポリオワクチンは、保健所で集団接種を、三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)・二種混合(ジフテリア、破傷風)・麻しん・風しん、BCGは市内医療機関で個別接種を行います。また、国の事業として実施している新型インフルエンザワクチンについては、接種を行う医療機関を確保するとともに、市民に対し、接種時期、医療機関名等を周知します。

〈後期計画〉 ◇法定予防接種の継続

助産施設運営費負担金

〈平成21年度〉 ◇生活保護世帯や低所得世帯に対し、指定助産施設での出産費用の助成を実施
(★注11)

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注11) 指定助産施設

医療法の病院又は助産所である助産施設であり、市内では第1種助産施設として、市立小樽病院、協会病院及び済生会小樽病院が認可されています。※市立小樽病院、済生会小樽病院は助産を休止中

【基本施策 イ 食育の推進】

《具体的施策》

健康づくりのための栄養改善事業

〈平成21年度〉 ◇乳幼児健康診査、母親・両親教室、総合健康相談、まちかど子ども健康相談等で、妊産婦、乳幼児及び学童児の望ましい食習慣のための情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続

地区組織活動の支援

〈平成21年度〉 ◇小樽食生活改善協議会の推進員を中心として、食育ボランティアの地区組織活動の支援やネットワークの強化の促進 (★注12)

〈後期計画〉 ◇支援の継続とネットワークの充実

離乳食講習会

〈平成21年度〉 ◇乳児期の離乳食の進め方や口腔機能の発達を促す食育支援を行います。

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

学校給食内容充実事業

〈平成21年度〉 ◇子どもの食に関する自己管理能力を育むため、セレクトメニューの導入を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大及びバイキング方式導入の検討

食育推進事業

〈平成21年度〉 ◇児童・生徒の望ましい食生活の形成につながる学校給食を通じての食育の推進、「学校給食だより」の発行や保護者を対象とした給食試食会や食育講座の開催

〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 ウ 思春期保健対策の充実】

《具体的施策》

思春期保健相談事業

〈平成21年度〉 ◇思春期における性的問題や心と身体の変化や悩みなどに関し、思春期の子どもや家族などの心身の安定を図るため、専門の相談窓口を設け電話や来所による相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

思春期健康保健教育

〈平成21年度〉 ◇小・中学校や高等学校と連携し、喫煙や薬物、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、医師等が健康保健教育を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注12) 小樽食生活改善協議会

食生活改善を進めるものの相互の連絡と理解を深め、その活動の振興を図ることにより、栄養及び食生活改善の効果を高め、市民の健康増進・体力づくりに寄与することを目的に組織されています。

小・中学校での取組

性教育の充実

- 〈平成21年度〉 ◇「研究資料」の発行、授業実践交流を実施、講演会を実施
- 〈後期計画〉 ◇性教育に関する研修の充実、授業実践交流の継続

健康教育の推進

- 〈平成21年度〉 ◇「研究資料」の発行、薬物乱用防止教室実施の啓発
- 〈後期計画〉 ◇健康教育に関する研修の充実、関係機関との連携の充実

【基本施策 エ 小児医療の充実】

《具体的施策》

乳幼児等への医療助成事業

乳幼児等医療助成費

- 〈平成21年度〉 ◇乳幼児等の健康の増進と保持を図ることを目的に、その家庭の負担を軽減するため、医療費の一部を助成
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小児慢性特定疾患治療対策

- 〈平成21年度〉 ◇慢性特定疾患児の医療費負担を軽減するため、医療費を給付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

未熟児養育医療事業

- 〈平成21年度〉 ◇指定養育医療機関で未熟児が入院治療を受ける際に、医療費負担を軽減するため、自己負担額の公費負担を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

身体障害児育成医療事業

- 〈平成21年度〉 ◇指定医療機関で身体に障がいのある子どもに対して、生活機能を取り戻すために必要な医療費を給付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小児救急医療体制の整備

- 〈平成21年度〉 ◇二次医療圏を単位として、地域の小児科を有する病院が休日における二次医療・救急に対応
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

基本方針（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本施策 ア 次代の親の育成】

《具体的施策》

小・中学校、高等学校と幼稚園・保育園児との交流

小・中学校での取組

- 〈平成21年度〉 ◇幼稚園児・保育園児と小・中学校児童生徒との学校行事や日常での相互交流を実施
- ◇幼稚園児・保育園児の学校授業参観を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大

インターンシップ等を活用した交流促進 （★注13）

- 〈平成21年度〉 ◇高校生のインターンシップやボランティア活動の場として幼稚園、保育所、児童福祉施設が活用されており、こうした機会を利用した高校生と乳幼児との交流を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所地域活動事業 （再掲）◆26ページ参照

【基本施策 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備】

《具体的施策》

（ア）確かな学力の向上

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など確かな学力を身につけさせるため、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を進めます。

指導方法の向上

- 〈平成21年度〉 ◇補足的・発展的学習や習熟度別学習等の実施
- ◇教育機器の活用及び指導方法の工夫改善
- ◇ALT（外国語指導助手）を活用した外国語・国際理解教育の推進 （★注14）
- ◇学力テスト等による学力の状況把握、指導と評価の改善
- ◇「研究資料」や「手引」の発行、研修会の実施、授業交流会の実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

教員の指導力の向上

- 〈平成21年度〉 ◇研修会の実施、「研究資料」の発行
- ◇小学校教育との円滑な接続のため保育所児童の就学に際し子どもの育ちを支えるための資料等により情報の共有を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実
- ◇連携の強化と充実

（★注13） インターンシップ

産業界の職場体験を通じて、職業意識や勤労観を身につけるとともに、自己の進路選択に主体的に取り組むことを目的に高等学校等において実施されています。

（★注14） ALT

外国語教育の充実を図るため、語学指導を行う外国青年招致事業（JET）により招致された外国語指導助手を示します。

(イ) 豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進を図ります。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークの充実を図ります。

心の教育の充実

- 〈平成21年度〉 ◇道徳教育の全体計画の整備
学級の指導計画（整備中）
- ◇「研究資料」の発行、心のノートの活用を指導
- ◇体験的な活動等との関連を図った道徳の時間の指導の充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

体験的学習の充実

- 〈平成21年度〉 ◇社会福祉施設との交流、清掃活動等を通じた社会体験学習の推進
- ◇おたる自然の村等の活用による自然体験学習の推進
- ◇国際感覚を育てることを目的とした姉妹(友好)都市間の少年少女使節団交流
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

教育相談体制の充実

- 〈平成21年度〉 ◇子どもの臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、子どもが抱える悩みや不安等の解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ることを目的に学校及び市教委にスクールカウンセラーを配置 （★注15）
- ◇相談窓口の一本化と市民への周知、他機関との連携
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と相談機能の充実

家庭児童相談室の取組 （再掲）◆29ページ参照

(ウ) 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、体育の授業を充実させるとともに、運動部活動への外部指導者の活用など、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもたちに、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるため、健康教育の推進を図ります。

体育授業の充実

- 〈平成21年度〉 ◇研究授業の公開、研究資料の発行、充実及び新体力テストの実施の検討
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実及び新体力テストの実施の検討

運動部活動の充実（中学校）

- 〈平成21年度〉 ◇運動部活動への地域の指導者の活用
- 〈後期計画〉 ◇取組の継続

（★注15） スクールカウンセラー

子どもの臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、子どもが抱えるストレスの解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ることを目的に学校に配置されています。

就学时・定期健康診断の充実

- 〈平成21年度〉 ◇就学时健康診断、定期健康診断による疾病等の早期発見、早期治療
◇検診結果の家庭通知による学校と家庭が連携した健康教育の推進
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と医師会、歯科医師会、学校薬剤師会等関係機関との連携
健康教育の推進 (再掲) ◆33ページ参照

(I) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用、教職員の自己評価や研修などによる教員の資質向上に努め、信頼される学校づくりを進めます。

また、子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備や安全管理に関する取組の充実を図ります。

信頼に応える学校づくり

- 〈平成21年度〉 ◇学校評議員の設置、活用による開かれた学校づくり、地域に根ざした特色ある学校づくり (★注16)
◇外部人材等を活用した教育活動の充実
◇学校の教育目標・教育方針等のホームページへの掲載
◇教員の自己評価と学校運営の外部評価の実施
- 〈後期計画〉 ◇取組の継続と評価の公開

危機管理体制の取組

- 〈平成21年度〉 ◇危機管理マニュアルの作成及び防犯訓練の実施、資料の作成配布
◇通学路の安全点検及び通学路安全マップの作成
- 〈後期計画〉 ◇取組の継続と充実

学校施設の整備

学校施設の耐震化整備、学校施設の改修整備

- 〈平成21年度〉 ◇学校施設の耐震化整備(耐震診断・実施設計・耐震補強工事)
◇学校施設の改修整備
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

(オ) 幼児教育の充実

幼稚園の教育活動や教育環境の充実のほか幼稚園における子育て支援の充実を図ります。

また、幼稚園と学校との連携を進めます。

幼稚園教育の充実

- 〈平成21年度〉 ◇各幼稚園で特色あるカリキュラムの編制
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

私学(幼稚園) 振興補助金の交付

- 〈平成21年度〉 ◇学校法人が運営する幼稚園に対し幼稚園教育の充実のため補助金の交付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注16) 学校評議員制度

開かれた学校づくりを目指すため、学校長の求めに応じ、学校の運営全般について、保護者や地域の方々の意見を幅広く聴く制度です。

幼稚園就園奨励費補助金の交付

- 〈平成21年度〉 ◇保護者の負担軽減を図るため保育料の減免を行う幼稚園に対し補助金の交付
 〈後期計画〉 ◇事業の継続

幼稚園障害児指導費補助金の交付

- 〈平成21年度〉 ◇ノーマライゼーションの理念のもと障がい児受け入れに取り組んでいる幼稚園に対し補助金の交付
 〈後期計画〉 ◇実施の継続

【基本施策 ウ 家庭や地域の教育力の向上】

《具体的施策》

P T A 活動の推進

地域における教育力の向上には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協力していく必要があります。P T Aは、その中心的役割を担うものとして地域に根ざした活動の促進を図ります。

- 〈平成21年度〉 ◇地域や学校と連携した文化・スポーツ・ボランティア活動の実施
 ◇研究大会、ブロック研究会等各種研修会の開催
 ◇「子ども110番の家」など子どもの安全を守る取組
 ◇単P広報誌や市P連だよりの発行
 ◇社明運動参加協力、街頭補導、地域の祭典補導などの実施
 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

子どもの居場所づくりの推進 (再掲) ◆27ページ参照

小樽市地域子供会育成連絡協議会との取組 (再掲) ◆28ページ参照

スポーツ少年団の取組

からだところの健全育成にスポーツの役割は大切です。スポーツをとおしてルールを守り、お互いが協力し合うことは、子どもの社会性や協調性を育みます。スポーツ少年団活動は、地域の教育力の向上や子どもの健全育成に大きな役割を果たしています。

- 〈平成21年度〉 ◇スポーツ少年団の現状 9種目22団体 登録団員410名
 〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大

総合型地域スポーツクラブの設立

種目、年代・年齢、技術レベルなどの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブの創設を推進します。

- 〈平成21年度〉 ◇総合型地域スポーツクラブ創設に向け、設立準備委員会の開催や、広報・調査活動、スポーツ教室などの実施
 〈後期計画〉 ◇マスタープランの作成
 ◇総合型地域スポーツクラブの設立

基本方針（4）子育てを支援する生活環境の整備

【基本施策 ア 良質な住宅の確保】

《具体的施策》

公営住宅でのファミリー向け住戸の供給

広くゆとりのある、ファミリー向け住戸を有する良質な公営住宅の建設・誘致を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇市営オタモイ住宅3・4号棟の建設（全90戸）
◇市営若竹住宅の改善（全40戸）
- 〈後期計画〉 ◇市営オタモイ住宅3号棟 全45戸のうち 3LDK 4戸
◇市営オタモイ住宅4号棟 全45戸のうち 3LDK 4戸
◇市営若竹住宅2号棟 全40戸のうち 3LDK 10戸

住宅の情報提供や相談機能の充実

公営・民間住宅についての情報提供方策の検討と仕組みづくりを進めるとともに、市の住宅相談窓口の一本化等による、相談機能の充実を図ります。

- 〈平成21年度〉 ◇「小樽市住宅マスタープラン」に基づく情報提供の仕組みづくりの推進
◇住宅相談機能の充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 イ 良好な居住環境の確保】

《具体的施策》

安心して利用できる広場の整備

市営住宅の建設に伴い、子どもからお年寄りまで安心して利用できる広場の整備を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇市営住宅の建設に伴い、子どもからお年寄りまで安心して利用できる広場の整備を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

シックハウス対策 （★注17）

市営住宅、学校、保育所などの公共施設の新設又は改修時のシックハウス対策を実施します。また、これらの既存公共施設での室内空気環境の維持に努めるなどシックハウス対策を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇公共施設新設・改修時の実施、既存公共施設でのシックハウス対策の実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

（★注17） シックハウス

住宅やビルなどにおいて、化学物質を拡散する建材・内装材の使用等による室内空気汚染をいいます。汚染の原因はホルムアルデヒド等の化学物質に限らず、ダニ、真菌、たばこの煙など建築資材以外の物質も関与しているといわれています。このシックハウスにより生じる、めまい、頭痛、倦怠感などの体調不良をシックハウス症候群といいます。

【基本施策 ウ 安全な道路交通環境及び安心して利用できる公共施設の整備】

《具体的施策》

交通安全施設の整備

- 〈平成21年度〉 ◇道路標識、カーブミラー、区画線、ガードレールなどの交通安全施設の設置・補修
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

信号機、横断歩道等の設置

- 〈平成21年度〉 ◇小中学校、PTA、町内会など地域住民からの信号機、横断歩道などの設置要望等を踏まえ、小樽警察署へ要望・要請を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小樽公園の再整備

小樽公園再整備計画を策定し、この計画に基づき施設の更新やバリアフリー化を視野に入れ小樽公園の再整備を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇こどもの国ゾーンに「空の遊びの回廊」(大型遊具)、「大地の遊びの回廊」(大型遊具)、迷路、幼児遊具、多目的広場等の整備を実施
- 〈後期計画〉 ◇平成21年度から休止している小樽公園の再整備について、平成25年度から再開し、施設の更新やバリアフリー化を進める。

公園施設のバリアフリー化

公園利用者に配慮し、トイレ、駐車場、園路等の公園施設のバリアフリー化を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇未実施
- 〈後期計画〉 ◇計画的かつ段階的にトイレや駐車場等の公園施設のバリアフリー化を進める。

公園施設の更新

子どもなどが安全に安心して公園施設を利用してもらうために、耐用年数が過ぎ老朽化している遊具等の公園施設について長寿命化計画を策定し、段階的に公園施設の更新を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇街区公園、近隣公園を中心に22基の遊具の更新を実施。また、老朽化した照明灯50灯を省エネルギー型照明灯に更新
- 〈後期計画〉 ◇新たに策定する公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の公園施設の更新を段階的に行う。

公共施設のバリアフリー化、授乳室・トイレ等の整備

- 〈平成21年度〉 ◇公共施設の新設又は改修時において、バリアフリー新法等に基づくバリアフリー化や利用目的に対応した授乳室・トイレ等子育て世帯に配慮した整備を推進
- 〈後期計画〉 ◇公共施設の新設又は改修時の整備促進

街路灯整備助成金

- 〈平成21年度〉 ◇通学路等道路における防犯と交通安全を図るため、街路灯の設置、改良及び維持管理を行う町内会等の団体に対して助成金を交付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

基本方針（5）職業生活と家庭生活との両立の推進

【基本施策 ア 多様な働き方の実現と働きやすい環境づくりの整備】

《具体的施策》

企業への啓発

- 〈平成21年度〉 ◇「労働実態調査」で育児休暇実施状況を把握し、育児休業関連資料により市内企業への啓発を促進
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画情報誌の発行

- 〈平成21年度〉 ◇男女が抱えるさまざまな問題について、共に考え、行動するきっかけを作り、市民一人一人に男女平等参画の意識が高められる情報を提供するため、男女平等参画情報誌「ばるねっと」を発行
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画セミナーの開催

- 〈平成21年度〉 ◇社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現をめざして、これにかかわる学習をすることを目的に「男女平等参画セミナー」を開催
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女参加型講座の開催

- 〈平成21年度〉 ◇従来の男女の固定的な役割分担をなくするため、「男性の料理教室」などの講座を開催し、ワークライフバランスを促進
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画推進講演会の開催

- 〈平成21年度〉 ◇男女平等参画社会の実現に向けて解決すべき課題を広く問題提起し、市民のみならずとともを考えることを目的に開催
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小・中学校での取組

- 〈平成21年度〉 ◇男女平等の視点に立った学校行事の運営や児童・生徒会活動の促進
- ◇性別にとらわれず、児童生徒の個性を尊重する教育・進路指導の充実
- ◇男女平等の視点に立った教員向け指導資料の作成
- 〈後期計画〉 ◇取組の継続と充実

【基本施策 イ 仕事と子育ての両立の推進】

《具体的施策》

一時保育事業 (再掲) ◆23ページ参照

放課後児童健全育成事業 (再掲) ◆23ページ参照

幼稚園の保育サービス (再掲) ◆23ページ参照

ファミリーサポートセンター事業 (再掲) ◆24ページ参照

病児・病後児保育 (再掲) ◆24ページ参照

待機児童の解消 (再掲) ◆26ページ参照

延長保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

産休明け保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

休日保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

障がい児保育 (再掲) ◆26ページ参照

認可外保育施設支援事業 (再掲) ◆26ページ参照

企業への啓発 (再掲) ◆40ページ参照

男女平等参画情報誌の発行 (再掲) ◆40ページ参照

基本方針（6）子どもたちの安全の確保

【基本施策 ア 子どもたちを交通事故から守るための活動の推進】

《具体的施策》

交通安全指導・啓発の取組

〈平成21年度〉 ◇小樽市交通安全運動推進委員会による関係機関の連携と啓発運動の実施

（★注18）

◇地域や学校と連携した「交通安全教室」「自転車教室」の開催

◇通学路の安全対策と交通安全指導員の配置

交通安全奉仕員による地域での交通安全運動の推進と普及

◇シートベルト、チャイルドシートの普及啓発活動

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

交通安全施設の整備 （再掲）◆39ページ参照

信号機、横断歩道等の設置 （再掲）◆39ページ参照

街路灯整備助成金 （再掲）◆39ページ参照

【基本施策 イ 子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進】

《具体的施策》

犯罪等の被害から守るための取組

〈平成21年度〉 ◇PTAが進める「子ども110番の家」についての支援

◇小中学生への防犯ブザーの貸与や学校での通学指導や防犯講習の実施による防犯意識の啓発

◇学校や地域への犯罪等に関する情報の提供

◇ボランティアによる登下校時の防犯パトロールの実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

家庭児童相談室の取組 （再掲）◆29ページ参照

教育相談体制の充実 （再掲）◆35ページ参照

危機管理体制の取組 （再掲）◆36ページ参照

（★注18） 小樽市交通安全運動推進委員会

交通道德の向上を図り、交通事故を防止するための市民運動を企画推進し、小樽市を真に明るい交通安全都市とすることを目的に、交通安全に関係のある団体の代表者を中心に組織されています。

基本方針（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【基本施策 ア 児童虐待防止対策の充実】

《具体的施策》

児童虐待防止対策の推進

小樽市要保護児童対策地域協議会の設置・運営 (★注19)

〈平成21年度〉 ◇児童虐待の予防や早期発見・早期解決のため、関係団体による「小樽市要保護児童対策地域協議会」を開催し、連携と相互協力による支援対策を推進

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

◇児童福祉法、児童虐待防止法改正による虐待防止体制の強化と充実

ネットワーク（ケース）会議の開催

〈平成21年度〉 ◇虐待事例ごとに学校、保育所、幼稚園、保健所、民生児童委員、児童相談所など、関係者によるネットワーク（ケース検討）会議を開催し、児童に関する情報交換を通して、援助体制について検討し、相談・支援・保護等適切な対応を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

研修、広報・啓発活動の実施

〈平成21年度〉 ◇虐待防止のためのセミナー、研修の開催、各種啓発資料の配付

◇「児童の権利に関する条約」の広報・啓発活動を推進

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

児童虐待予防の取組

少子化や核家族化の進行により、隣近所とのかかわりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。子育て家庭の育児の孤立化が進み、育児やしつけ・子どもの成長に関する不安などが虐待につながる場合もあります。

学校、幼稚園、保育所、保健所など子どもと直接関わる場や各種相談窓口など、育児相談機能の充実を図ります。

〈平成21年度〉 ◇学校、幼稚園、保育所、保健所など子どもと直接関わる機関や各種相談窓口などにおける育児相談機能の充実、教員向け啓発資料の配付、児童生徒向け啓発資料の配付

・ **地域子育て支援センター事業** (再掲) ◆24～25ページ参照

・ **家庭児童相談室の取組** (再掲) ◆29ページ参照

・ **妊産婦、乳幼児健康教育、健康相談事業等** (再掲) ◆30～31ページ参照

・ **思春期保健相談事業** (再掲) ◆32ページ参照

・ **教育相談体制の充実** (再掲) ◆35ページ参照

(★注23) 小樽市要保護児童対策地域協議会

児童の虐待を防止するため、効果的かつ適正な体制づくりに向けて、児童相談所、警察署、家庭裁判所、弁護士会、法務局、人権擁護委員協議会、医師会、民生児童委員協議会、総連合町会、民間保育協議会、保育士会、私立幼稚園協会、PTA連合会、小中学校長会、市の関係各課により構成されています。

【基本施策 イ 母子家庭などひとり親家庭等の自立支援の推進】

《具体的施策》

自立支援事業の推進

母子自立支援員設置事業

〈平成21年度〉 ◇母子自立支援員を配置し、母子家庭等の相談・自立支援体制の充実と自立への情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子寡婦福祉会活動の支援

〈平成21年度〉 ◇母子寡婦福祉の充実のため、会の運営活動に対して補助し、母子家庭及び寡婦に対して精神的安定と生活向上のため、その自立に必要な援助を実施

〈後期計画〉 ◇支援の継続

母子家庭自立支援給付金支給事業

〈平成21年度〉 ◇母子家庭の母の安定雇用に必要な資格・免許取得、常用雇用促進のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」の給付事業を実施

〈後期計画〉 ◇支援の継続

生活支援事業の推進

母子福祉資金貸付事業

〈平成21年度〉 ◇経済的な自立や子どもの就学などで資金が必要となった場合に、生活相談・資金貸付の受付を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

災害遺児手当の支給

〈平成21年度〉 ◇交通事故その他の不慮の災害により生計の中心となる者を失った子どもの養育費等の負担軽減を図るため、養育者に対し災害遺児手当を支給

〈後期計画〉 ◇支給の継続

児童扶養手当の支給

〈平成21年度〉 ◇母子家庭等の生活の安定と援助のため、児童扶養手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子生活支援施設の利用促進 (★注20)

〈平成21年度〉 ◇母子家庭等の自立と親や子どもの精神的安定を図るため、母子が一緒に入所できる母子生活支援施設の利用を促進

〈後期計画〉 ◇事業の継続

ひとり親家庭等医療助成事業

〈平成21年度〉 ◇ひとり親家庭等の健康の増進と保持を目的とし、その負担を軽減するため、医療費の一部を助成

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注20) 母子生活支援施設

住居の提供とともに、施設長・母子指導員・少年指導員・嘱託医等が専門の立場で母子等の自立を援助する施設です。
※小樽には「相愛の里」があります。

【基本施策 ウ 障がい児施策の充実】

《具体的施策》

こども発達支援センター事業

「こども発達支援センター」を子どもの発達に関する総合的支援センターとし、心身の発達に心配のある子どもの相談や療育を行います。また、保健所や医療機関などと連携しながら、障がいの早期発見と早期療育の充実に努めます。

- 〈平成21年度〉 ◇「こども発達支援センター」を子どもの発達に関する総合的支援センターとし、心身の発達に心配のある子どもの発達支援を実施
- ◇子どもの発達に心配をもつ保護者への相談や発達評価を実施
- ◇「小樽市障害児早期療育指導委員会」「こども相談室」の開催 (★注21)
- ◇児童相談所と連携した「巡回児童相談」の開催
- ◇心身に障がいのある子どもを指導する幼稚園、保育所、学校等の現場担当者を対象とした「小樽市障害児早期療育セミナー」の開催
- ◇他の施設・機関への紹介と連携
- ◇保育所・幼稚園を訪問し、保育や療育に関する具体的な支援方法を助言

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

放課後児童健全育成事業 (再掲) ◆23ページ参照

障がい児保育 (再掲) ◆26ページ参照

他の障がい児福祉施設・事業との連携

市内には、福祉法人や民間が運営する障がい児福祉施設・事業があります。各施設の事業、サービス内容についての情報提供や利用者のニーズに応じた施設紹介を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇福祉法人や民間が運営する児童福祉施設・事業のサービス内容の情報提供、利用者ニーズに応じた施設紹介の実施

〈後期計画〉 ◇連携の強化

小樽市就学指導委員会の取組 (★注22)

- 〈平成21年度〉 ◇教育上特別な配慮を要する新入学児童の心身の障害の種類、程度等について調査し、望ましい教育支援のあり方について審議

〈後期計画〉 ◇取組の継続

小樽市こども支援部会の取組

- 〈平成21年度〉 ◇市立小中学校からの申し出に応じて、在籍児童生徒のLD等の障害などを調査し、望ましい教育支援のあり方について審議

〈後期計画〉 ◇取組の継続

(★注21) 小樽市障害児早期療育指導委員会

心身に障がいのある子どもに関し、早期療育の総合計画の策定、推進及び総合調整や療育に関する指導及び助言について審議を行い、適正な療育指導を行うことを目的に各分野の専門の委員等により構成されています。

(★注22) 小樽市就学指導委員会

小樽市の小学校及び中学校の児童・生徒並びに就学予定児童のうち、心身に障がいがあると思われる子どもの適正な就学を図るため、各分野の専門の委員等により構成されています。

生活支援事業の推進

障害児福祉手当

〈平成21年度〉 ◇日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に対して障害児福祉手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

特別児童扶養手当

〈平成21年度〉 ◇20歳未満の障がい児を監護、療育している方に特別児童扶養手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

重度心身障害者医療助成事業

〈平成21年度〉 ◇重度心身障がい者（児童を含む）の健康の増進と保持を目的とし、その負担を軽減するため、医療費の一部を助成

〈後期計画〉 ◇事業の継続

補装具・日常生活用具・自助具の給付・修理

〈平成21年度〉 ◇日常生活や活動を容易にするために必要な各種用具等の給付・修理を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

